

ベトナム弁護士会会長らが来日、 関西の弁護士と意見交換会を開催（1/18）

国際協力機構（JICA）は、ベトナム弁護士連合会の会長ら 15 名の弁護士を日本に招聘します。一行は、大阪弁護士会から弁護士会の組織運営などについて学んだ上で、1月18日に大阪弁護士会館にて、関西（大阪、兵庫、奈良）の弁護士らとパネルディスカッションを行います。ぜひ取材をご検討ください（なお、本件は一般非公開のイベントです）。

<協力の背景>

1986年以降の市場経済化を経て、年率6%以上の高い経済成長を続けるベトナム。

JICAは1996年より、市場経済化への移行に欠かせない、私有財産や個人間の契約などを規定する民法の起草¹や、司法関係機関や法曹実務者の能力向上を支援してきました。

経済が発展し、日本を含む外資系企業の進出も進む中、ビジネス環境の整備のためにも法律の適切な執行が次なる課題となっており、そのためには弁護士の権限・能力の強化が不可欠です。

JICAは2015年より、技術協力「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」²を通じ、ベトナム弁護士連合会の組織強化による、弁護士の育成に取り組んでいます。

<意見交換会の概要>

今回の招聘は上記プロジェクトの一環として、ベトナム弁護士連合会の会長および会員弁護士を対象とし、日本弁護士連合会の全面的な協力を得て実施するものです。

一行は1月17日～18日にかけて大阪弁護士会を訪問し、18日（金）には、大阪、兵庫、奈良の弁護士会の会員の協力を得て、ベトナムの経済発展を支える弁護士会の活性化や組織運営の改善策について、パネルディスカッションを行う予定です。

日弁連からの出席者や、一時帰国して同行するJICA 専門家への取材も可能です。
ご取材のお申し込みは1月17日（木）正午までに、以下までお知らせください。



【本件に関する問い合わせ先】

JICA 広報室報道課 加瀬晴子

TEL 03-5226-9780

e-mail : Kase.Haruko@jica.go.jp

¹ ベトナム民法の起草について、2005年の改正および2015年の改正をそれぞれ支援

² 同プロジェクトでは弁護士会の育成に加え、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院への支援に取り組んでいます。

「弁護士会活性化に関するパネルディスカッション」概要

日時：1月18日（金）9：30～16：00

場所：大阪弁護士会館 9階920号室

主なプログラム（予定）＊当日の議論の流れにより多少変更あり（日-越の逐語通訳付）：

時間	主な内容
9:30～ 12:00	<p>●パネルディスカッション①：弁護士会の活動</p> <p><ベトナム参加者によるプレゼンテーション> 「ベトナム弁護士会の組織運営上の課題」</p> <p><ディスカッション> (主なテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の組織概要 ・弁護士会の活動 <p>*登壇者：大阪、兵庫、奈良の弁護士会会員</p> <p>*ベトナム側から事前に寄せられた質問に沿って、パネラーから回答や意見交換がなされる予定です。</p>
	昼食休憩（12:00～13:30）
13:30～ 15:30	<p>●パネルディスカッション②</p> <p>午前の続き</p>
	質疑応答（15:30～16:00）

【取材可能な弁護士（日弁連）・JICA 専門家】

■村上幸隆弁護士

大阪市立大学法学部卒業。弁護士（土佐堀法律事務所）。2007年関西大学法科大学院特別任用教授、2012年教授に昇任。日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長。現代アジア法研究会理事。

■枝川充志専門家

愛知県出身。2009年弁護士登録。国際協力事業団（当時）にて勤務後、弁護士として民事、刑事、行政事件（難民訴訟等）に関わり、2016年より国際協力機構（JICA）国際協力専門員に就任。ベトナム、中国、西アフリカ諸国等の法整備支援に関わる。2018年4月よりベトナムに赴任し、ベトナム弁護士連合会の組織強化、民事関連法の整備支援に従事。

【関連リンク】

■2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/032/index.html>

・「世界を変える日本式『法づくり』 途上国とともに歩む法整備支援」（JICA編著）

<https://books.bunshun.jp/ud/book/num/9784160089273>

（P29～91頁にベトナムの支援の取り組みが紹介されています）